

## 生コンクリートの圧送作業中、振れたホースが激突

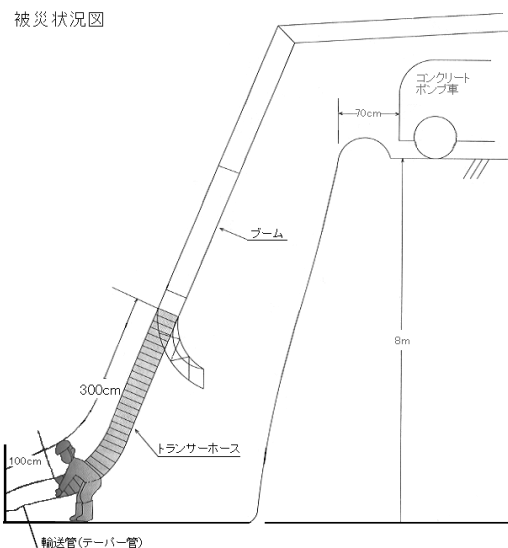
本災害は、道路改良工事においてコンクリートポンプ車を用いて生コンクリートの圧送作業を行っていた作業員1名が、振れたホースに激突されたものである。

本工事は、道路の改良工事であり、被災者の所属する会社は2次下請で、その請負内容は、コンクリートポンプ車を用いて100m<sup>3</sup>の生コンクリートをコンクリート打設場所まで圧送し、打設するものであった。

災害発生当日は、元請会社の現場所長ほか5名及び2次下請の被災者を含む3名が現場において作業を行っていた。

コンクリート打設に関しては、被災者を含む2次下請の作業員2名がホースの先端を持って生コンクリートの打設作業を行い、他の1名がコンクリートポンプの操作を行っていた。

しばらくして生コンクリートが輸送管の途中に詰まったことから、被災者がこれを取り除こうとして輸送管とホースとの接続部を切り離したところコンクリートが吹き出すとともにホースが振れ、被災者は振れたホースに激突され、即死したものである。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 輸送管が閉そくして輸送管とホースの接続部を切り離す場合に、あらかじめ輸送管及びホースの内部の圧力を減少させることによりコンクリートの吹出しを防止する措置を講じていなかったこと。
- 2 輸送管及びホースの振れを防止するための措置を講じていなかったこと。
- 3 輸送管とホースの接続部を切り離す際に作業の方法、手順等を定めておらず、かつ、作業を指揮する者を指名して作業を行っていなかったこと。

同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 輸送管が閉そくして輸送管とホースの接続部を切り離す場合にあっては、あらかじめ、空気圧縮機のパルブ又はコックを開放する等により輸送管及びホースの内部の圧力を減少させ、コンクリートの吹出しを防止すること。
- 2 輸送管とホースの接続部を切り離す場合にあっては、鎖等により頑丈なも

のに固定する等により輸送管及びホースの振れを防止するための措置を講じること。

- 3 輸送管とホースの接続部を切り離す場合にあっては、作業の方法、手順等を定め、これらを作業者に周知するとともに、作業を指揮する者を指名してその直接指揮の下に作業を行うこと。